鹿児島大学 自然科学教育研究支援センター
機器分析施設 利用内規

平成２５年５月１０日
機器分析施設部会決定

（趣旨）

第１条 この内規は、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター機器分析施設部会内規第8条の規定に基づき、鹿児島大学自然科学教育研究支援センター機器分析施設（以下「機器分析施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用者の資格）

第２条 機器分析施設を利用できるものは、事前に登録し、IPアドレス、パスワードを受けた者とする。

２ 本学の教職員で各部局の経理担当者を通して使用料金の振替えができる者とする。

３ 他機関からの利用希望者は、その都度機器分析施設専任職員、特任教職員の許可を得る。

（利用者の登録）

第３条 機器の利用を希望するものは、機器分析施設の専任職員、特任教職員に随時電話・メール等で連絡し、登録を行なうこと。

２ 登録の有効期間は、利用者本人が登録の抹消を申出るまでとする。

（利用料金）

第４条 利用料金は、ホームページ上の「利用システム機器一覧」に掲載する。

２ 利用料金は、利用者の意見を尊重して機器分析施設部会で審議する。

３ 利用料金は、原則として次年度に請求を行なう。

（利用手続き）

第５条 機器分析施設で分析を行う者は、利用者（登録者）の了承を得て利用システムに入力する。

２ 利用システムへの入力は、原則として利用前日までに行なう。

３ 広く多くの者が利用できるようにするため、１ヶ月先以降の予約は認めない。

４ 機器利用を変更・中止する場合は、予定日の前日までに利用システム上で変更・中止の手続を行う。

５ 予約日に機器を使用できなくなった場合、もしくは使用しなかった場合はその旨を専任職員に報告する。

６ 上記規則に従わなかった場合には、予約使用時間の利用料金を徴収する場合がある。

７ 機器利用の予約を当日に行う場合は、予約システムに入力後、機器分析施設専任職員、特任教職員に連絡し許可を得る。

（機器の維持管理）

第６条 機器の維持管理担当者は、機器分析施設部会で審議する。

２ 維持管理担当者は、予算案を機器分析施設部会に提出する。

３ 機器の維持費配分は、機器分析施設部会で審議する。

４ 各機器の維持費配分額を超える支出が必要となった場合、維持管理担当者は機器分析施設長にその旨申出る。施設長は自然科学教育研究支援センター長と協議の上、支出するか否かを決定する。

５ 新規機器の登録および登録機器の抹消については、機器分析施設部会で審議する。

６装置の維持管理担当者は、分析室の鍵を装置の故障等に対処するため保持しても良い。

（機器の操作）
第７条 機器の操作は、専任職員、特任教職員および機器の維持管理担当者が認めた者のみが行うことができる。
２ 機器の操作に際しては、「取扱説明書」および「取扱心得」に記載されている注意事項を遵守するとともに、専任職員、特任教職員および機器維持管理担当者の指示に従う。
３ 機器の故障あるいは異常が見出されたときは、直ちに操作を停止し、その内容を使用簿に記載するとともに、速やかに機器分析施設専任職員、特任教職員および機器維持管理担当者に報告する。
４ X 線発生装置に指定された機器を利用する場合、機器分析施設および学部等の X 線発生装置取扱者名簿に記載された者のみが、機器の操作および分析に立会ことができる。なお機器を使用する場合は、ガラス線量計を必ず装着する。

（利用者の責務）
第８条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。
（１） 人体に有害、もしくは実験室、機器等を汚染するような危険な物質の分析は行なわない。
（２） 放射性物質の分析は行なわない。
（３） 機器を故意または取扱指導以外の操作を行なって破損または故障させた場合は、機器分析施設長、専任職員、特任教職員、機器維持管理担当者および利用者と協議の上、利用者が修理等の負担を負うことがある。
（４） 機器分析施設で分析した結果をもとに各種論文・学会発表等を行なった場合には、実績調査等に協力する。
（利用者懇談会）
第９条 機器分析施設の円滑な運営を行うため、部会が必要と認めた場合及び利用者から要請があった場合は、利用者懇談会を開催しなければならない。

（事務）
第１０条 機器分析施設部会に関する事務は、機器分析施設において処理する。
（雑則）
第１１条 この規則に定めるもののほか、機器分析施設利用に関し必要な事項は、機器分析施設部会が別に定める。
附 則
１ この内規は、平成２５年５月１０日から実施する。